令和８年度　第２回豊中市男女共同参画審議会

日時：令和８年(2026 年)9 月 14 日(月)　14 時～16 時
ＷＥＢ会議システム「Ｚｏｏｍ」を使用し開催
事務局：豊中市生活情報センターくらしかん体験学習室

議　事　次　第

（１）前回の振り返りについて…資料１

（２）第３次豊中市男女共同参画計画の中間見直しについて…資料 2-1～2

（３）その他

資料

・次第
・資料１　　令和８年度第１回豊中市男女共同参画審議会振り返り
・資料 2-1　計画の趣旨・位置づけ・考え方等について
・資料 2-2　第３次豊中市男女共同参画計画　指標改定案

資料 1

令和 8 年度第1回豊中市男女共同参画審議会振り返り

○ 第 3 次豊中市男女共同参画計画の中間見直しについてのご意見

1）第 3 次豊中市男女共同参画計画見直しの体系案について

基本目標3に 「複合的な問題を抱える女性への支援」を新たに追加する。

施策の方向として、

1.相談支援体制の充実

2.庁内外関係機関との連携強化

3.民間団体と連携した居場所づくり を位置づける。

⇒「複合的な問題」の意図を確認。支援から漏れる方が生じないよう、生活上の困難を抱えている人、女性であっても、個別ケース検討会議を利用できるようにしてほしい。

2）男性職員の育休取得率について

取得期間や育児貢献度、ハラスメントなど、数値以外の職場環境など質的な評価も必要

3）女性活躍推進事業者認証制度について

調査結果において、ワークライフバランスに関する、取り組みを実施している事業者が増えている。

認証事業者数の増加について、中小規模事業者への支援を今後も進めていく。

4）男性の学習参加について

男女共同参画を推進する学習への男性の参加者数について、目標値と大きな差がある。

男性が生きづらさを抱える状況が生じているので、中高年男性へのアプローチについて検討してほしい。

資料 2-1

Ⅰ　計画の改定にあたって

１　計画改定の趣旨

国では、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」を制定し、平成12年(2000年)の「男女共同参画基本計画（第１次)」を策定して以降、５年毎に改定を行いながら男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組みが推進されています。しかしながら、令和７年(2025年)６月に発表された「ジェンダーギャップ指数（ＧＧＩ:Gender Gap Index)」では、148か国中118位となっており、ジェンダー平等に向けた取組みは先進国の中でも極めて低いレベルにあります。

また、令和８年(2026年)３月に閣議決定された「第６次男女共同参画基本計画」では、男女共同参画の推進は女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）を実現する社会形成に資するものであることや、ジェンダー主流化を推進しあらゆるステークホルダーが連携して取り組んでいくことが必要であることなどが言及されています。

本市では、平成15年(2003年)に豊中市男女共同参画推進条例を制定後、「豊中市男女共同参画計画」策定を経て、平成23年(2011年)に「豊中市ＤＶ対策基本計画」を、平成24年(2012年)には「第２次豊中市男女共同参画計画」、令和３年(2021年)には「女性活躍推進法に基づく推進計画」、「ＤＶ対策基本計画」を盛り込んだ「第３次豊中市男女共同参画計画」（以降、「第３次計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて総合的な施策の展開してきました。

しかしながら、コロナ禍を経た現在においても、配偶者や交際相手など親密な関係にある者からの暴力（ＤＶ）や孤立・貧困を含む複合的な困難を抱える方への支援が必要な状況は続いています。この間、改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、ＤＶ被害者を保護するための制度拡充など、女性が日常生活又は社会生活において女性であることにより直面するさまざまな困難に対する支援が強化されています。

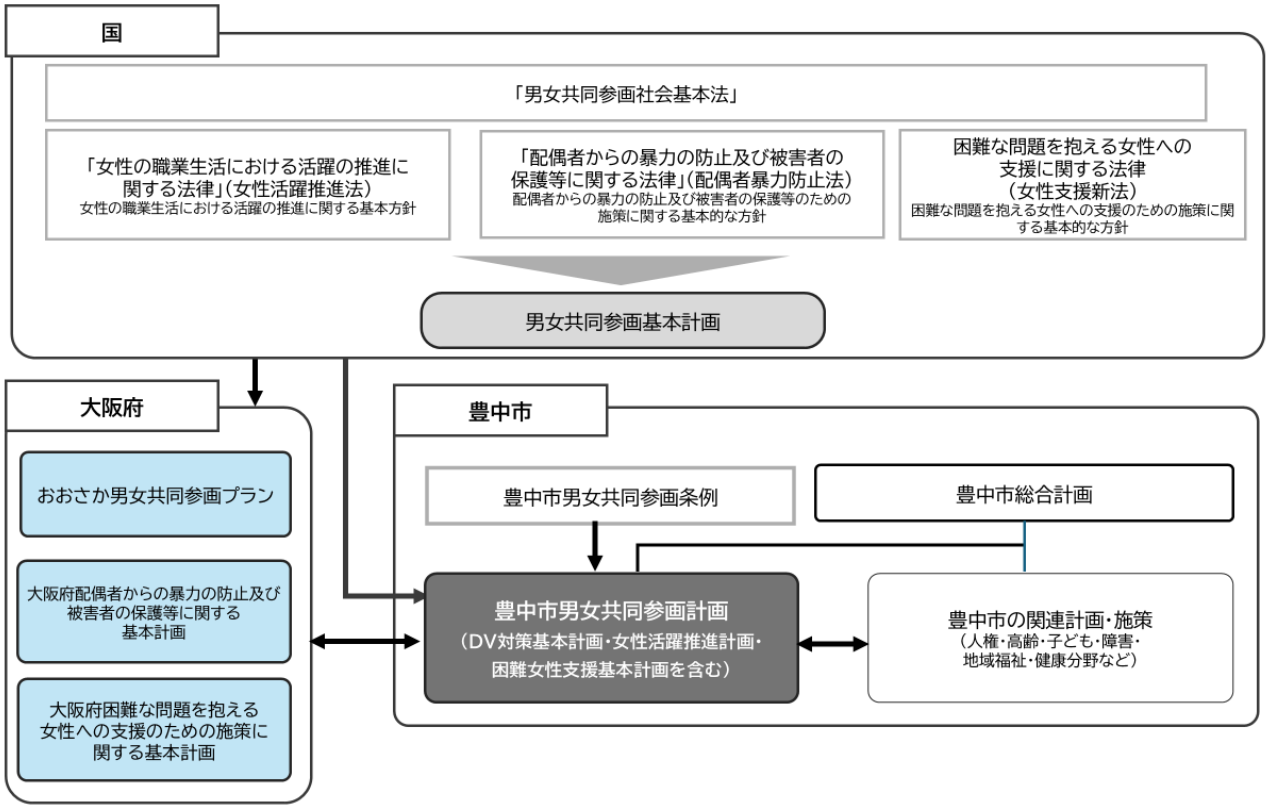
また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が延長され、男女間の賃金差異の改善や女性の健康支援、ハラスメント対策の強化など、女性が安心して就業し、意欲的に働き続けられるよう、さまざまな課題解決に向け、取り組みを加速させる必要があります。

このような社会環境が大きく変化する中においても、一人ひとりの人権を尊重し合いながら、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現し、持続可能な活力ある社会として未来へつなぐため、引き続き、市民、企業、地域、国及び他の地方公共団体等と連携を図るとともに、より効果的、効率的に施策を推進するため、世界、国、大阪府の男女共同参画に関する動向、これまでの本市の計画の進捗状況などを踏まえ、「豊中市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」を含む見直し、改定を行いました。

2　計画の位置づけ等

- 本計画は、「豊中市男女共同参画推進条例」第９条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であるとともに、「男女共同参画社会基本法」第14条第３項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。
- 本計画は、「豊中市男女共同参画推進条例」第10条に基づき、市が男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するにあたって、男女共同参画の推進に配慮する際の指針となるものです。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第６条第２項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第２条の３第３項に基づく市町村基本計画（ＤＶ対策基本計画）、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」第８条３項に基づく市町村基本計画（困難女性支援基本計画）を含む計画です。
- 本計画は、「豊中市総合計画」を上位計画とし、各種計画との整合性を持つものです。
- 本計画は、国の「第６次男女共同参画基本計画」および「おおさか男女共同参画プラン（2026-2030）」を踏まえて策定するものです。

計画の位置づけのイメージ



ＳＤＧｓと豊中市の取組みについて

ＳＤＧｓの全 17 の目標分野について、「目標５　ジェンダー平等を実現しよう」は、すべての目標達成において必要な条件であるとされており、本計画においても、あらゆる施策にジェンダー視点を取り入れ、ジェンダー平等の実現をめざします。

また、本計画では「目標５　ジェンダー平等を実現しよう」とともに、「目標３　すべての人に健康と福祉を」、「目標４　質の高い教育をみんなに」、「目標８　働きがいも経済成長も」、「目標 10　人や国の不平等をなくそう」、「目標 16　平和と公平をすべての人に」の６分野を中心に、すべての目標に関わる施策内容を含んでいます。



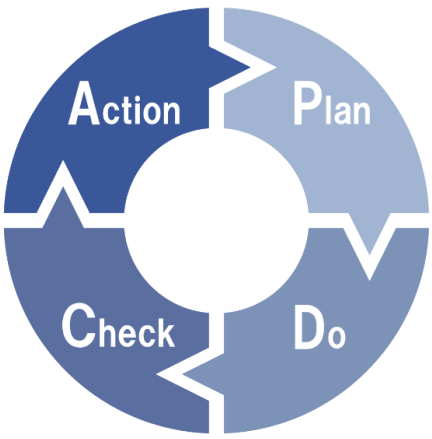
３　計画の期間

本計画は、第３次豊中市男女共同参画計画（令和４年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）までの10年間）について、社会情勢の変化をふまえて令和８年度(2026年度)に見直し、改定しました。

４　計画の進行管理

計画の達成度や取組みの進捗状況を的確に把握･評価するため、ＰＤＣＡサイクルに基づき、指標を活用しながら、より効果的な計画の推進に資するための進行管理を行います。また、重点的に取り組む施策を設定し、各指標と連動させることで、計画の効果的な推進、進行管理を図ります。

施策の取り組み状況については、市長の附属機関である豊中市男女共同参画審議会で確認を行うとともに、豊中市人権行政推進本部において進行管理を行います。その結果については、ホームページなどで公表し、計画的な事業の推進を図ります。



第３次計画における取組みの状況と課題

第３次計画の基本目標に沿って、令和４年度(2022年度)から令和８年度(2026年度)までの男女共同参画に関する主な取組みの状況や課題について整理しました。

基本目標１　人権尊重と男女共同参画への意識を改革する

【取組みの状況】

- 豊中市男女平等教育推進協議会において、学校をはじめ、市、教育委員会、関係機関が連携しながら、男女平等教育啓発電子教材「With you」の作成・活用について検討を行い、若年層に対するジェンダー平等教育の推進に向けて取り組みました。
- すてっぷでは市内学校を対象に「とよなかすてっぷジェンダー平等教育推進助成事業」(主に性教育）と「デートＤＶ防止出前講座」を実施し、からだと性に関する正しい情報を提供しました。
- 性的マイノリティの人権問題をテーマに出前講座を実施しました。令和６年度(2024年度)より豊中市独自の「豊中市パートナーシップ宣誓証明制度」を開始しました。
- 市の男性職員の育児休業取得率向上の取組みとして、令和４年度(2022年度)より、所属長に対し、男性職員から配偶者等の妊娠・出産の申し出があった場合、育児休業制度の周知および休業の取得意向の確認のための面談を義務付けました。

【今後の課題等】

■男女共同参画の理解の醸成には、子どもの発達段階に応じたジェンダー平等教育や意識啓発のための取組みや、若年層、子育て世代を対象とした講座の開催など、対象を明確にした啓発や、地域へのアウトリーチ活動を継続していく必要があります。

■あらゆる世代や立場の人々が固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に対する理解を深めるため、多種多様な機会を、媒体を活用して啓発に取り組むことで意識改革につなげていく必要があります。

■ＬＧＢＴをはじめとする性的マイノリティの人権尊重が浸透するために、庁内および地域、学校等に向けた学習機会の提供や啓発、情報提供を引き続き進めていく必要があります。

■男性職員の育児休業取得率については大幅に上昇しているものの、更なる取得率の向上と取得日数の増加に向けた取組みを進めていく必要があります。

基本目標２　あらゆる分野での女性の活躍を推進する

【取組みの状況】

●政策・方針の立案・決定過程への女性の参画を促進するため、審議会への女性委員の参画状況を調査し、公表しました。また、性別にかかわらず能力や資質に応じた管理監督職等への登用を進めています。

●働きやすい職場環境を整え、市内の事業所で働く女性たちが能力を十分に発揮し活躍できる職場づくりを促進するため、セミナーの実施や専門家派遣事業などを実施するとともに「豊中市女性活躍推進事業者認証制度」を開始しました。

●男性が家事・子育て・介護・看護に参画することの重要性を広めるため、父親対象の講座や展示を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいます。

【今後の課題等】

■審議会等への女性委員の登用を引き続き進めるとともに、「豊中市特定事業主行動計画」の適切な推進を図り、市政等にかかわる政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していく必要があります。

■女性活躍に向けた取組みは、企業等がそれぞれ主体的に取り組むことが重要であることから、経営者や管理職層の意識改革につながる啓発等を行うとともに、女性活躍推進事業者認証制度の運用により事業者の取組みを推進していく必要があります。

■男性の家庭・地域への参画促進について、広報・啓発を進めていく必要があります。

■男性の多様な働き方に対する家族・職場などの周囲の正しい理解の促進に向けた広報・啓発・環境づくりを進めていく必要があります。

基本目標３　すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する

【取組みの状況】

- すてっぷでのグループ相談会では、同じ悩みを抱える相談者同士が分かち合い、前を向くためにできることを考える機会を設けました。
- さまざまな困難を抱える人々への支援として、多機関で連携して支援に取り組んだことで、切れめのない支援に取り組みました。また、人権政策課では令和６年度(2024年度)より「女性総合相談支援窓口」を開設し、さまざまな悩みを抱える女性から電話・メールで相談を受け付け、面談や伴走型支援を実施しています。
- 検診未受診者へ勧奨ハガキ送付による受診勧奨やＳＮＳでの受診啓発のほか、イベント時にチラシ配布等啓発しました。
- すてっぷでは、出前講座「避難所運営ゲーム(ＨＵＧ)」や、防災イベントを実施し、災害時のジェンダー課題が平時のそれとリンクしていることについて情報提供を行いました。

【今後の課題等】

■困難を抱える女性への支援が法制化され、女性が直面するあらゆる問題について総合的に対応する必要があるため、引き続き、困難を抱える人を対象とする各種相談窓口と連携し、支援の必要な方へ安心・安全な居場所の提供など、支援の充実を図っていく必要があります。

■男女が互いの身体について正しく理解するとともに、特に女性はその心身の状況が年代に応じて大きく変化するという特性があるため、ライフステージごとの課題に応じた支援に取り組む必要があります。

■見落とされがちな災害時の女性の問題について、自主防災への取組みや避難訓練においての男女双方の視点・性的マイノリティに配慮した運営の推進、継続的に防災に関する展示など情報発信等の啓発を行っていく必要があります。

基本目標４　あらゆる暴力を根絶する

【取組みの状況】

- 毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパープル・オレンジリボン展を実施し、ＤＶの種類が分かるリーフレット等の配布を行っています。
- ＤＶ相談専属の相談員を配置し、緊急時の相談をはじめ、関係課や関係機関との連携や同行支援、被害者の自立に向けての適切な助言を行いました。
- ＤＶ被害者や同伴家族の住民基本台帳の閲覧制限に関して、被害者に関する情報管理の徹底を図りながら意見付与を行いました。
- 他自治体が豊中市に情報提供することに被害者本人が同意した場合、事前に情報共有をしてもらうことで、被害者本人が豊中市に来られて速やかに安心、安全に新しい暮らしがスタートできるように支援しています。
- 女性に対する暴力防止月間だけでなく、デートＤＶ防止出前講座も含め若年層に対する啓発なども積極的に行っています。

【今後の課題等】

■令和７年度(2025年度)実施の市民意識調査によると、受けた行為を暴力と認識していない（していなかった）人が一定割合いることから、相談体制の充実や啓発活動の充実について引き続き取り組む必要があります。

■被害者の特性を踏まえ対応ができるよう、大阪府の実施する専門研修やDVネットワーク会議での研修会等を通して関係機関の連携強化や相談員のスキルアップに取り組む必要があります。

■被害者が地域で安心して生活できるように必要な手続きについて、引き続き情報提供や各課との連携、同行支援を通して支援を行っていく必要があります。

■支援調整会議や他自治体との連携を密にし、被害者本人が新しい土地で安心して安全な生活ができるようそれぞれのケースに応じた適切な支援を進めていく必要があります。

■若年層に対する啓発の範囲を幅広い世代へあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を行っていく必要があります。

Ⅱ　計画のめざす方向

１　基本理念

本計画は、一人ひとりの人権を尊重し合いながら、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会の実現」をめざすものです。

２　基本目標

本計画の基本理念である「男女共同参画社会を実現」に向けて必要となる取組みの柱として、以下の４つの基本目標を設定します。

なお、基本目標２「あらゆる分野での女性の活躍を推進する」は「豊中市女性活躍推進計画」、基本目標３「すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する」は「豊中市困難女性支援基本計画」、基本目標４「あらゆる暴力を根絶する」の一部は「豊中市ＤＶ対策基本計画」として位置づけます。

１　人権尊重と男女共同参画への意識を改革する
２　あらゆる分野での女性の活躍を推進する
３　すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する
４　あらゆる暴力を根絶する

３　基本的視点

４つの基本目標を達成するため、７つの基本的視点を踏まえて、関連する施策・取組みを推進していきます。

（１）互いの人権の尊重

一人ひとりの人権の尊重は、すべての施策の基本であり、最も重要な視点です。しかし、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づく性差別は社会のさまざまな場面で存在するとともに、女性やこどもをはじめとしたあらゆる人への暴力は重大な人権侵害です。また、性的指向および性自認の多様性に対する誤解や偏見、差別をなくし、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現させていかなければなりません。特に幼少期に形成される「自他ともに尊重する感覚」は、その後の人格形成や社会性に大きな影響を与えることから、幼少期からの人権教育は非常に大切です。

一人ひとりが生涯をとおして、あらゆる機会・場で、継続的に人権尊重の理念に対する理解を深めていくことが重要です。

（２）固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画社会の実現や女性の活躍を阻害している背景の一つには、社会通念、慣習、しきたりをはじめ、社会のあらゆる分野に根強く残っている固定的な性別役割分担意識があります。この意識は時代とともに変わりつつあるものの、長い時間をかけて人々の意識として形成されたもので、容易に払拭できるものではありません。

性別にとらわれずに生きることのできる社会を実現し、すべての人が共に社会のあらゆる分野に参画するために固定的な性別役割分担意識は解消しなければならない課題であることから、すべての取組みの基盤として位置づけ、施策を推進していく必要があります。

（３）男性にとっての男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識が依然として強く、特に年代が高くなるほどその傾向は強く、またＤＶやセクシュアル・ハラスメントに対する認識も低い状態にあります。一方、男性自身が、「男らしさ」や「男はこうあらねばならない」という意識や男性中心型労働慣行などにとらわれ、育児・介護休業を取りづらい、家庭・地域活動に参画できない、心身の健康を損なうといった問題も顕在化しています。

男性の意識変革はもとより、家庭・地域活動に参画しやすい環境の整備、事業所への意識啓発、相談支援の充実など、男女共同参画をさらに推進する必要があります。

男性にとって生きやすい社会をつくることは、男女が互いに人権を尊重し合い、責任を分かち合いながら、誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現する上で、極めて重要です。

（４）すべての人が活躍できる社会・環境づくりの推進

社会に大きな変化が想定される中で、すべての人が希望に応じたさまざまな働き方、学び方、生き方を選べるようになること、そして、働き方や暮らし方の変革によるワーク・ライフ・バランスの実現が求められています。また、女性の活躍の推進は、女性自身の自己実現とともに、社会の持続可能性の向上につながります。

すべての人が自己決定して生き方を選択して生活できるよう、その人が本来持っている力を引き出すことへの支援をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの実現、女性の活躍の推進などを通じ、男女共同参画を推進することが重要です。

（５）安心して暮らせる社会・環境づくりの推進

未婚・単独世帯の増加、少子高齢化社会の進行などにより、人口減少社会が本格化していきます。これから人口構成とともに世帯構成も大きく変化する一方で、平均寿命と健康寿命が延伸し、人生100年時代を迎えようとしています。

コロナ禍を経て、顕在化した新しい課題に対して、男女共同参画の視点に立った地域包括

ケアシステム・豊中モデルの取組みを中心に、社会の大きな変化に対応し、安心して暮らせる社会・環境づくりにつながる施策を進めることが重要です。

また、防災の推進については、大規模災害時の被災者支援においても女性や要配慮者のニーズを配慮した対応が十分に浸透しているとは言い難い状況であることから、平時からの男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が必要です。

（６）困難な問題を抱える女性への支援

社会が大きく変動する中で、生きること、生活することに困難さを抱える人は増加しています。また、男性と女性では、異なった社会的・経済的な影響を及ぼしており、女性であることにより、さまざまな困難な問題に直面することもあります。

こうした背景のもと多様化・複合的な困難を抱える女性に対して、居場所の提供など民間団体との協働といった視点も取り入れた、きめ細やかな支援に取り組むことが重要です。

（７）市民・地域・事業者等の多様な主体の協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、市はもとより市民、地域、事業者、グループ・団体、関係機関等が、自発的・主体的な取組みを継続的に進めるとともに、多様な主体が目的・目標を共有し、連携・協働して取組みを展開していくことが重要です。

そのためには、本市で培われてきた「市民力」「地域力」やこれまでの取組みを活かすとともに、「すてっぷ」を協働の拠点と位置づけて積極的に活用し、男女共同参画の視点に立った取組み、仕組みづくりなどを展開することが重要です。

４　重点的に取り組む施策

本市における「男女共同参画社会の実現」に向けて、本計画に関連する取組みの基盤となり、本計画の推進をしっかりと下支えする施策や、より積極的に対応すべき施策を「重点的に取り組む施策」として設定します。

なお、それぞれの「重点的に取り組む施策」には★印と番号を付加し、各基本目標の指標と連動させています。

5　施策の体系

基本目標	基本課題	施策の方向	
基本目標１ 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する	1　人権意識の育み	1）人権意識の高揚をめざす啓発の推進★1	
	2　人権としての性の尊重	1）性と生殖に関する互いの意思の尊重 2）性に関する学習機会の充実 3）性的マイノリティの人権尊重	
	3　表現における人権の尊重	1）市の刊行物の表現への配慮 2）メディア・リテラシーの向上 3）文化創造・表現活動における男女共同参画への配慮	
	4　男女共同参画を推進する教育・学習の推進	1）幼少期からの男女共同参画の推進★2 2）若年層に対するジェンダー平等教育の推進★3 3）男女共同参画を推進する学習活動の充実	
	5　男女共同参画の理解の醸成	1）男女共同参画の周知・啓発の推進 2）男性に対する男女共同参画の推進★4 3）市の職員や教職員に対する男女共同参画を推進するための研修の充実★5 4）地域団体等に対する男女共同参画に関わる研修の充実 5）男女共同参画を阻害する社会制度、慣行の見直し	
	6　男女共同参画に関わる情報の収集と発信・提供	1）男女共同参画に関わる情報の収集・加工・提供・発信の推進 2）男女別統計による統計調査の充実	
基本目標２ あらゆる分野での女性の活躍を推進する	1　政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	1）市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大★6 2）事業所における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大★7 3）地域・団体等における女性の参画拡大 4）女性の参画拡大等に関わる情報提供の推進	女性活躍推進計画
	2　多様な働き方への支援	1）働き続けやすい雇用環境づくりに向けた啓発、情報提供★8 2）女性の就労支援★9	
	3　ワーク・ライフ・バランスの推進	1）事業所による働き方改革の推進への支援★10 2）仕事と家庭生活等の両立を支える子育てサービスの拡充 3）仕事と家庭生活等の両立を支える介護サービスの推進 4）男性の家事・育児・介護等や地域活動への参画の促進 5）市役所における男女共同参画の推進	

★はP●に示す重点的に取り組む施策

基本目標	基本課題	施策の方向	
基本目標３ **すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する**	1　エンパワーメントへの支援	1）子ども・若者の生きる力を育むための支援 2）女性の就労支援★9（再掲） 3）就労に必要な能力の習得支援 4）政策・方針の立案・決定過程参画に向けての人材育成の充実 5）エンパワーメントや男女共同参画推進に関するグループ・ネットワークづくり 6）エンパワーメントのための学習機会・情報の提供とデジタル技術の利活用の推進・促進	
	2　さまざまな困難を抱える人々への支援	1）生活上の困難を抱える人々への支援★11 2）高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★12 3）複合的な問題を抱える女性への支援★13 4）人権侵害の相談・救済の充実 5）包括的な支援体制の構築・強化 6）相談員の資質の向上	困難女性支援基本計画
	3　生涯を通じた健康支援	1）女性の健康対策の推進 2）一人ひとりの健康づくりの支援	
	4　防災・災害対応時における男女共同参画の推進	1）男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対応の推進	
基本目標４ **あらゆる暴力を根絶する**	1　ＤＶを許さない社会づくり	1）ＤＶ防止に関する啓発と早期発見に向けた支援★14	ＤＶ対策基本計画
	2　相談体制の充実	1）安心して相談できる体制づくり★15	
	3　ＤＶ被害者の保護および自立支援	1）緊急時における安全の確保 2）自立支援の充実	
	4　関係機関等との連携・協力	1）関係機関・民間団体等との連携・協力	
	5　あらゆる性暴力への対策の推進	1）セクシュアル・ハラスメント防止および被害者支援 2）ストーカー等の防止および被害者支援 3）児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止および被害者支援 4）あらゆる暴力根絶のための啓発の推進	

★はP●に示す重点的に取り組む施策

第3次豊中市男女共同参画計画　指標改定案

資料2-2

基本目標1　人権尊重と男女共同参画への意識を改革する

【成果指標】

指標項目	継続・新規・変更	策定時（令和3年度）	改定時（令和8年度）	目標値案（令和8年度）	備考
人権が尊重されているまちだと思う人の割合	継続	女性：39.5% 男性：40.6% （令和元年度）	女性：52.9% 男性：53.7% （令和7年度）	60%以上 （令和7年度）	経営戦略課に調査項目の要確認？調査項目削除の場合、別案or削除の検討 ⇒社会全体で男女が平等となっていると思う人の割合
「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方に同感しない（固定的な性別役割分担意識について『反対派』）の割合★3	継続	女性：57.7% 男性：42.8% （令和2年度）	女性：56.2% 男性：39.4% （令和7年度）	80%以上 （令和7年度）	●豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和7年度）
性的少数者について「言葉も意味も両方知っている」人の割合	継続	女性：58.5% 男性：51.3% （令和2年度）	女性：64.0% 男性：64.0% （令和7年度）	80%以上 （令和7年度）	●豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和7年度）
すてっぷの認知度	継続	全体：35.2% （女性：39.1%） （男性：29.0%） （令和2年度）	全体：38.4% （女性：46.6%） （男性：25.0%） （令和7年度）	50%以上 （令和13年度）	●豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和7年度）
市の男性職員の育児休業取得率★4	変更	13.9% （令和2年度）	94.4% （令和7年度）	30% （令和6年度）	変更案 市の男性職員育児休業取得率（2週間以上）（市長部局） 目標値　100% ●豊中市特定事業主行動計画
市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇取得★4	変更	92.4% （令和2年度）	98.6% （令和7年度）	95%以上 （令和6年度）	変更案 目標値　100%に変更 ●豊中市特定事業主行動計画

（見直し案）

【成果指標】

指標項目	策定時（令和3年度）	改定時（令和8年度）	目標値案（令和13年度）
人権が尊重されているまちだと思う人の割合	女性：39.5% 男性：40.6% （令和2年度）	女性：52.9% 男性：53.7% （令和7年度）	60%以上 （令和12年度）
「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方に同感しない（固定的な性別役割分担意識について『反対派』）の割合★4	女性：57.7% 男性：42.8% （令和2年度）	女性：56.2% 男性：39.4% （令和7年度）	80%以上 （令和12年度）
性的少数者について「言葉も意味も両方知っている」人の割合	女性：58.5% 男性：51.3% （令和2年度）	女性：64.0% 男性：64.0% （令和7年度）	80%以上 （令和12年度）
すてっぷの認知度	全体：35.2% （女性：39.1%） （男性：29.0%） （令和2年度）	全体：38.4% （女性：46.6%） （男性：25.0%） （令和7年度）	50%以上 （令和13年度）
市の男性職員育児休業取得率（2週間以上）（市長部局★5	-	令和8年度より	100%
市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇取得★5	92.4% （令和2年度）	98.6% （令和7年度）	100%

【活動指標】

指標項目	継続・新規・変更	策定時（令和3年度）	改定時（令和8年度）	目標値案（令和8年度）	備考
男女共同参画を推進する学習講座の参加者数、定員に対する参加率★1	変更	1,459人、 87% （令和2年度）	5,021人/年 78.0% （令和7年度）	4,500人/年 95%	変更案 目標値4,500人⇒5,000人
男女共同参画を推進する学習への男性の参加者数	継続	168人 （令和2年度）	232人/年 （令和7年度）	900人/年	
すてっぷ情報ライブラリーの年間貸出件数	継続	21,342件 （令和2年度）	23,203件 （令和7年度）	25,800件	
市立小中学校（小学4年・中学1年）におけるジェンダー平等教育啓発教材を使用している学校の割合★2	継続	81.3% （令和2年度）	61.8% （令和7年度）	100%	
両親教室参加組数	継続	36組 （令和2年度）	500組 （令和7年度）	720組	

【活動指標】

指標項目	策定時（令和3年度）	改定時（令和8年度）	目標値案（令和13年度）
男女共同参画を推進する学習講座の参加者数、定員に対する参加率★2	1,459人、 87% （令和2年度）	5,021人/年 78.0% （令和7年度）	5,000人/年 95%
男女共同参画を推進する学習への男性の参加者数	168人 （令和2年度）	232人/年 （令和7年度）	900人/年
すてっぷ情報ライブラリーの年間貸出件数	21,342件 （令和2年度）	23,203件 （令和7年度）	25,800件
市立小中学校（小学4年・中学1年）におけるジェンダー平等教育啓発教材を使用している学校の割合★3	81.3% （令和2年度）	61.8% （令和7年度）	100%
両親教室参加組数	36組 （令和2年度）	500組 （令和7年度）	720組

第3次豊中市男女共同参画計画　指標改定案

基本目標2　あらゆる分野での女性の活躍を推進する

【成果指標】

指標項目		継続・新規・変更	策定時（令和3年度）	改定時（令和8年度）	目標値案（令和8年度）	備考
待機児童数★7		継続	0人	10人	ゼロの維持	●第3期豊中市子育ち・子育て支援行動計画
審議会等の女性委員の割合★5		継続	31.5%	34.7%	40%以上 60%以下	●国・府の目標値
女性委員のいない審議会等の数★5		継続	0会議	1会議	ゼロの維持	
豊中市議会議員の候補者に占める女性の割合★5		継続	20.0% （令和2年度）	25% （令和7年度）	35%	●国第6次計画：統一地方選挙の候補者に占める割合
市の各役職階級者に占める女性の割合	①課長級以上	継続	24.4% （令和2年度）	25.5% （令和7年度）	30% （令和7年度）	●豊中市特定事業主行動計画
	②課長補佐級	継続	32.4% （令和2年度）	34.1% （令和7年度）	38% （令和7年度）	●豊中市特定事業主行動計画
	③係長級	継続	46.8% （令和2年度）	49% （令和7年度）	50%以上 （令和7年度）	●豊中市特定事業主行動計画
市の学校の教頭以上に占める女性の割合	①校長	継続	32.7%	36.3% （令和7年度）	40% （令和7年度）	●豊中市特定事業主行動計画
	②教頭	継続	40.60%	40.6% （令和7年度）	40%以上を維持 （令和7年度）	●豊中市特定事業主行動計画
市の男性職員の育児休業取得率（再掲）★4		変更	13.9% （令和2年度）	94.4% （令和7年度）	30% （令和6年度）	変更案 市の男性職員育児休業取得率（2週間以上）（市長部局） 目標値　100% ●豊中市特定事業主行動計画
市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇取得（再掲）★4		変更	92.4% （令和2年度）	98.6% （令和7年度）	95%以上 （令和6年度）	変更案 目標値　100%に変更 ●豊中市特定事業主行動計画
自治会やNPOなどの地域活動・社会活動の場で、男女が平等になっていると思う人の割合（男女別）		継続	女性：27.9% 男性：42.8% （令和2年度）	女性：30.9% 男性：40.2% （令和7年度）	50%以上 （令和7年度） 男女間の意識の乖離を縮小する	●豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和7年度）
平日・休日に家事・育児・介護等をほとんどしない男性の割合（平日・休日の家事、育児、介護等に要する時間を「ほとんどない」と回答した男性の割合）		継続	平日：33.9% 休日：31.1% （令和2年度）	平日：28.0% 休日：23.5% （令和7年度）	平日・休日とも 15%以下 （令和7年度）	●豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和7年度）
「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいと回答した人の「希望-現実」のスコア差★9		継続	女性：＋10.4 男性：＋13.3 （令和2年度）	女性：＋7.7 男性：＋11.3 （令和7年度）	希望と実現の差を縮める （スコア差を0に近づける） （令和7年度）	●豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和7年度）
家庭における「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスがとれていると感じる保護者の割合（「感じる」「まあまあ感じる」の合計）★9		変更	就学前 45.9% 小学生 53.3% （平成30年度）	就学前 56.6% 小学生 57.5% （令和5年度）	就学前 50.0% 小学生 60.0% （令和5年度）	変更案 目標値：65% ●第3期豊中市子育ち・子育て支援行動計画での目標値に合わせるため ●豊中市「子育ち・子育て支援に関するニーズ等調査」（令和5年度）
ワーク・ライフ・バランスに関する取組みを実施している市内事業所の割合★6		変更	69.9% （令和2年度）	80.3% （令和7年度）	75% （令和7年度）	目標値達成済 変更案 目標値：75%⇒90% ●豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和7年度）

【活動指標】

指標項目	継続・新規・変更	策定時（令和3年度）	改定時（令和8年度）	目標値案（令和8年度）	備考
両親教室参加組数	継続	36組 （令和2年度）	500組 （令和7年度）	720組	
女性活躍推進事業者の認証事業者数	新規				●第3期豊中市子育ち・子育て支援行動計画
すてっぷの「女性活躍推進拠点コーナー」利用者数	新規				

（見直し案）

【成果指標】

指標項目		策定時（令和3年度）	改定時（令和8年度）	目標値案（令和13年度）
待機児童数★8		0人	10人	0人
審議会等の女性委員の割合★6		31.5%	34.7%	40%以上 60%以下
女性委員のいない審議会等の数★6		0会議	1会議	0会議
豊中市議会議員の候補者に占める女性の割合★6		20.0% （令和2年度）	25% （令和7年度）	35%
市の各役職階級者に占める女性の割合	①課長級以上	24.4% （令和2年度）	25.5% （令和7年度）	30%
	②課長補佐級	32.4% （令和2年度）	34.1% （令和7年度）	38%
	③係長級	46.8% （令和2年度）	49% （令和7年度）	50%以上
市の学校の教頭以上に占める女性の割合	①校長	32.7%	36.3% （令和7年度）	40%
	②教頭	40.60%	40.6% （令和7年度）	40%以上を維持
市の男性職員育児休業取得率（2週間以上）（市長部局（再掲）★5		-	令和8年度より	100%
市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇取得（再掲）★5		92.4% （令和2年度）	98.6% （令和7年度）	100%
自治会やNPOなどの地域活動・社会活動の場で、男女が平等になっていると思う人の割合（男女別）		女性：27.9% 男性：42.8% （令和2年度）	女性：30.9% 男性：40.2% （令和7年度）	50%以上 （令和12年度） 男女間の意識の乖離を縮小する
平日・休日に家事・育児・介護等をほとんどしない男性の割合（平日・休日の家事、育児、介護等に要する時間を「ほとんどない」と回答した男性の割合）		平日：33.9% 休日：31.1% （令和2年度）	平日：28.0% 休日：23.5% （令和7年度）	平日・休日とも 15%以下 （令和12年度）
「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいと回答した人の「希望-現実」のスコア差★10		女性：＋10.4 男性：＋13.3 （令和2年度）	女性：＋7.7 男性：＋11.3 （令和7年度）	希望と実現の差を縮める （スコア差を0に近づける） （令和12年度）
家庭における「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスがとれていると感じる保護者の割合（「感じる」「まあまあ感じる」の合計）★10		就学前 45.9% 小学生 53.3% （平成30年度）	就学前 56.6% 小学生 57.5% （令和5年度）	就学前 65.0% 小学生 65.0% （令和10年度）
ワーク・ライフ・バランスに関する取組みを実施している市内事業所の割合★10		69.9% （令和2年度）	80.3% （令和7年度）	90% （令和12年度）

【活動指標】

指標項目	策定時（令和3年度）	改定時（令和8年度）	目標値案（令和13年度）
両親教室参加組数	36組 （令和2年度）	500組 （令和7年度）	720組
女性活躍推進事業者の認証事業者数	—	25事業者 （令和7年度）	50事業者
すてっぷの「女性活躍推進拠点コーナー」利用者数	—	令和8年度より	モニタリング指標

第3次豊中市男女共同参画計画　指標改定案

基本目標3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する

【成果指標】

指標項目		継続・新規・変更	策定時（令和3年度）	改定時（令和8年度）	目標値案（令和8年度）	備考
地域就労支援センターで受けた相談のうち、過去1年間で就労に結びついた人数とその割合★8,10		変更	女性：105人・11.6% 男性：89人・8.4% （令和2年度）	女性：132人・29.9% 男性：88人・23.4%	男女とも20%	変更案 目標値：男女とも20%⇒男女とも30%
女性に関するがん検診の受診率	①乳がん検診	継続	45.0% （平成28年度）	48.4% （令和4年度）	50%以上 （令和10年度）	●豊中市健康づくり・食育計画
	②子宮がん検診	継続	40.7% （平成28年度）	40.4% （令和4年度）	45%以上 （令和10年度）	●豊中市健康づくり・食育計画

【活動指標】

指標項目		継続・新規・変更	策定時（令和3年度）	改定時（令和8年度）	目標値案（令和8年度）	備考
すてっぷ相談室における相談件数		変更	2,006件 （令和2年度）	1,861件	現状値を表す指標のひとつとしているため、目標値は設定していません。	変更案 ①指標項目の変更 すてっぷ相談室における相談件数 ⇒女性総合相談支援窓口における相談件数 うちDVに関する相談件数⇒削除 ②目標値 目標値設定なし⇒増加
	うちDVに関する相談件数	変更	169件 （令和2年度）	50件		
CSW（コミュニティソーシャルワーカー）相談支援件数		継続	1,048件 （平成31年）	560件	1,080件 （令和12年）	●豊中市 第2期SDGs未来都市計画
ひとり親家庭への子育て・生活支援（母子父子福祉相談延べ件数）★11		変更	1,398件 （令和2年度）	1,451件 （令和7年度）	1,348件	変更案 目標値：1,358件⇒増加

（見直し案）

【成果指標】

指標項目		策定時（令和3年度）	改定時（令和8年度）	目標値案（令和13年度）
地域就労支援センターで受けた相談のうち、過去1年間で就労に結びついた人数とその割合★9,11		女性：105人・11.6% 男性：89人・8.4% （令和2年度）	女性：132人・29.9% 男性：88人・23.4%	男女とも30%
女性に関するがん検診の受診率	①乳がん検診	45.0% （平成28年度）	48.4% （令和4年度）	50%以上 （令和10年度）
	②子宮がん検診	40.7% （平成28年度）	40.4% （令和4年度）	45%以上 （令和10年度）

【活動指標】

指標項目	策定時（令和3年度）	改定時（令和8年度）	目標値案（令和13年度）
女性総合相談支援窓口における相談件数	ー	1,182件 （令和7年度）	1,800件
CSW（コミュニティソーシャルワーカー）相談支援件数	1,048件 （平成31年）	560件	1,080件 （令和12年）
ひとり親家庭への子育て・生活支援（母子父子福祉相談延べ件数）★11	1,398件 （令和2年度）	1,451件 （令和7年度）	確認中

第3次豊中市男女共同参画計画　指標改定案

基本目標4 あらゆる暴力を根絶する

【成果指標】

指標項目		継続・新規・変更	策定時（令和3年度）	改定時（令和8年度）	目標値案（令和8年度）	備考
DVで次のような行為を「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した人の割合★12	①何を言っても長時間無視される	継続	女性：37.1% 男性：28.7% （令和2年度）	女性：48.7% 男性：32.2% （令和7年度）	90%以上 （令和7年度）	●豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和7年度）
	②あなたの交友関係や電話、メールを細かく監視されたり、外出を制限される	継続	女性：59.5% 男性：46.7% （令和2年度）	女性：74.0% 男性：54.9% （令和7年度）	90%以上 （令和7年度）	●豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和7年度）
	③あなたが見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる	継続	女性：69.3% 男性：58.3% （令和2年度）	女性：78.9% 男性：67.0% （令和7年度）	90%以上 （令和7年度）	●豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和7年度）
	④十分な生活費をわたさない	継続	女性：58.2% 男性：46.9% （令和2年度）	女性：68.2% 男性：51.1% （令和7年度）	90%以上 （令和7年度）	●豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和7年度）
DV被害を相談しなかった人の割合（「相談したかったが、しなかった（できなかった）」+「相談しようと思わなかった」の割合）★13		継続	女性：45.0% 男性：59.3% （令和2年度）	女性：47.7% 男性：54.3% （令和7年度）	30%以下 （令和7年度）	●豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和7年度）
DVに関する相談窓口に関する認知状況	①相談窓口として「豊中市配偶者暴力相談支援センター」を知っている人の割合（同センターの認知度）★13	継続	女性：6.5% 男性：9.6% （令和2年度）	女性：11.1% 男性：8.0% （令和7年度）	25%以上 （令和7年度）	●豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和7年度）
	②相談できる窓口があることを知らなかった人の割合★13	継続	女性：13.3% 男性：16.4% （令和2年度）	女性：4.9% 男性：4.9% （令和7年度）	5%以下 （令和7年度）	●豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和7年度） 達成はしているが①と同様に引き続き取組みを継続していく必要があると考えるため継続
セクシュアル・ハラスメントの防止の取組みを実施している市内事業所の割合		継続	47.2% （令和2年度）	58.2% （令和7年度）	60%以上 （令和7年度）	●豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和7年度）

（見直し案）

【成果指標】

指標項目		策定時（令和3年度）	改定時（令和8年度）	目標値案（令和13年度）
DVで次のような行為を「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した人の割合★13	①何を言っても長時間無視される	女性：37.1% 男性：28.7% （令和2年度）	女性：48.7% 男性：32.2% （令和7年度）	90%以上 （令和12年度）
	②あなたの交友関係や電話、メールを細かく監視されたり、外出を制限される	女性：59.5% 男性：46.7% （令和2年度）	女性：74.0% 男性：54.9% （令和7年度）	90%以上 （令和12年度）
	③あなたが見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる	女性：69.3% 男性：58.3% （令和2年度）	女性：78.9% 男性：67.0% （令和7年度）	90%以上 （令和12年度）
	④十分な生活費をわたさない	女性：58.2% 男性：46.9% （令和2年度）	女性：68.2% 男性：51.1% （令和7年度）	90%以上 （令和12年度）
DV被害を相談しなかった人の割合（「相談したかったが、しなかった（できなかった）」+「相談しようと思わなかった」の割合）★14		女性：45.0% 男性：59.3% （令和2年度）	女性：47.7% 男性：54.3% （令和7年度）	30%以下 （令和12年度）
DVに関する相談窓口に関する認知状況	①相談窓口として「豊中市配偶者暴力相談支援センター」を知っている人の割合（同センターの認知度）★14	女性：6.5% 男性：9.6% （令和2年度）	女性：11.1% 男性：8.0% （令和7年度）	25%以上 （令和12年度）
	②相談できる窓口があることを知らなかった人の割合★14	女性：13.3% 男性：16.4% （令和2年度）	女性：4.9% 男性：4.9% （令和7年度）	0% （令和12年度）
セクシュアル・ハラスメントの防止の取組みを実施している市内事業所の割合		47.2% （令和2年度）	58.2% （令和7年度）	60%以上 （令和7年度）

【活動指標】

指標項目		継続・新規・変更	策定時（令和3年度）	改定時（令和8年度）	目標値案（令和8年度）	備考
すてっぷ相談室における相談件数		変更	2,006件 （令和2年度）	1,861件	現状値を表す指標のひとつとしているため、目標値は設定していません。	変更案 ①指標項目の変更 すてっぷ相談室における相談件数 ⇒豊中市配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 ②目標値 目標値設定なし⇒増加
	うちDVに関する相談件数	変更	169件 （令和2年度）	50件		
男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害相談の窓口数や種類、相談枠数		削除	電話相談：100時間/月 面接相談：78枠/月 （令和2年度）	電話相談：96時間/月 面接相談：78枠/月 相談の種類11種類		削除 女性総合相談支援窓口の創設により、種類や枠数ではなくまずワンストップで受け付ける体制に見直ししたため。

【活動指標】

指標項目	策定時（令和3年度）	改定時（令和8年度）	目標値案（令和13年度）
豊中市配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	―	1,070件 （令和7年度）	1,200件
女性総合相談支援窓口における相談件数（再掲）	―	1,182件 （令和7年度）	1,800件